

平成25年5月16日

株主各位

東京都港区港南二丁目12番23号
株式会社 U B I C
代表取締役社長 守本正宏

募集新株予約権発行に関する取締役会決議公告

平成25年5月16日開催の当社取締役会において、下記の内容の新株予約権を発行することを決議いたしましたので、会社法第240条第2項及び同条第3項の規定に基づき、公告いたします。

記

1. 募集新株予約権の名称

株式会社U B I C 第8回新株予約権

2. 新株予約権の数

44,000個とする。

3. 新株予約権の目的たる株式の数又はその算定方法

株式会社U B I C（以下「当社」という。）普通株式8,800株とする。

ただし、以下に定める付与株式数の調整を行った場合は、調整後付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

新株予約権1個の目的である当社普通株式の数（以下「付与株式数」という。）は、5分の1株とする。なお、付与株式数は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が株式分割（普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。ただし、かか

る調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割又は併合の比率

また、当社が合併又は会社分割を行う等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併又は会社分割の条件等を勘案して定められる調整比率を用いて、次の算式により、必要な範囲で付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×調整比率

4. 新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨

新株予約権 1 個当たり 0. 0 1 米ドル

(1 株当たり 0. 0 5 米ドル)

5. 新株予約権の割当日

平成 2 5 年 5 月 3 1 日

6. 新株予約権の割当方法及び割当先

第三者割当の方法によるものとし、具体的な割当先等の決定については、代表取締役社長又はその選任する代理人に対し、必要な一切の事項を行う権限を付与する。

7. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権 1 個当たり 1 0. 0 5 6 米ドル

新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は、新株予約権の行使により当社が当社株式を新たに発行又は当社の有する普通株式を処分する株式 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、5 0. 2 8 米ドルとする。

なお、割当日以降、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

- ① 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる0.01米ドル未満の端数は切り上げるものとする。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{1}}{\text{分割又は併合の比率}}$$

- ② 当社が合併又は会社分割を行う等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併又は会社分割の条件等を勘案して定められる調整比率を用いて、次の算式により、必要な範囲で行使価額を調整し、調整の結果生じる0.01米ドル未満の端数は切り上げるものとする。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{1}}{\text{調整比率}}$$

8. 新株予約権を行使することができる期間

平成26年5月16日から平成30年5月17日までとする。

9. 新株予約権の行使の条件

なし

10. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた金額とする。
- ② 新株予約権の行使により増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

11. 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

12. その他

代表取締役社長又はその選任する代理人に対し、新株予約権募集のために必要な一切の事項を行う権限を付与する

以上